

[テーマ]

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

- (a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事長は本学園の運営全般並びに石川県の私学教育界全般にわたり、リーダーシップを発揮している。また理事長は、「寄附行為」に基づき本学園を代表し、その業務を総理し、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は事業計画、予算、決算の決議を行い、理事の職務の執行を監督している。

理事長及び理事会による学校法人の管理運営体制が確立しており、適切に運営されている。

- (b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

本学及び本学園を取巻く環境は年々厳しくなっており、引き続き理事長及び理事会の適切かつ迅速な経営判断により、堅実な法人運営に努める。

〔区分〕

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

現理事長加藤晃は昭和 40（1965）年に 31 歳の若さで就任し、さらに平成 5（1993）年以來、社団法人石川県私学振興会理事長の任にあり、本学園の運営全般並びに石川県の私学教育界全般にわたり、リーダーシップを発揮している。

明治 37（1904）年に創設された本学園の建学の精神は「遊学の精神の涵養」、「良妻賢母の育成」であり、その教育理念は、創始者加藤廣吉・せむ夫妻の「率先垂範、質素勤勉」、2 代目理事長の「教育とは云うてきかす事ではない。して見せる事でもない。している事である。」、3 代目現理事長の「教育とは教員と学生の全人格のぶつかり合いの中から生まれてくる学生への影響、それも何らかのよい影響である。」へと受け継がれている。また、理事長は、教授会及び部科長会議に出席し、建学の理念、教育理念・目的について、随時、教職員との間で共有化を図っている。【備付資料：No.90】

理事長は、私立学校法第 37 条第 1 項及び「寄附行為」に基づき本学園を代表し、その業務を総理し、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

「寄附行為」第 15 条で、理事会は法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することを定めており、理事長が理事会を招集し、議長を務めている。

平成 24（2012）年度の理事会の開催状況は次表のとおりである。

開催年月日	理事出席状況		監事出席状況
	本人出席	書面出席	出席
平成 24 年 4 月 1 日	6	2	2
平成 24 年 5 月 28 日①	8	0	2
平成 24 年 5 月 28 日②	8	0	2
平成 24 年 9 月 28 日	8	0	2
平成 25 年 1 月 24 日	8	0	2
平成 25 年 3 月 28 日	8	0	2

平成 24 年（2012）3 月 28 日の理事会で、平成 25（2013）年度に第三者評価を受審することを決議している。

本学学長は理事として学内外の必要な情報を収集し毎回の理事会の決議に参画している。理事会では、各学校の現状報告があり、他の学校データとの比較や文部科学省の最近の動向についての報告が随時盛り込まれ、運営に関する法的責任の認識を深めている。【備付資料：No.86】このようにして理事会は本学園及び本学の運営に関する法的な責任及びその発展のための責任を負っている。

また理事会において、本学園及び本学の運営に必要な規程を決議し整備している。【備付資料：No.88】

情報公開については、本学園及び本学は私立学校法第 47 条及び学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従い、財務情報（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、事業報告書、監事の監査報告書）及び教育情報の公開を本学ホームページ上で行っている。また、その一部（消費収支計算書、貸借対照表）を学生及びその保護者に配付している「金城大学短大だより」にも記載している。

予算及び事業計画については 3 月中に評議員会に諮った後、理事会で審議し決議している。決算及び事業報告については、私立学校法第 46 条及び「寄附行為」に基づき、監事の監査を受けた後、5 月の理事会で審議の上決議を行い、その後評議員会に報告し、意見を求めている。また、中長期計画書を策定し、学園全体の安定した経営基盤の確立を図っている。【備付資料：No.83】

理事は、「寄附行為」第 5 条において、定数 8 人と規定しており、現員は 8 人である。理事の選任は、私立学校法第 38 条で定められているところに従い、「寄附行為」第 6 条で規定し、その選任は次のとおりである。

- ①金城大学長、金城大学短期大学部学長及び遊学館高等学校長
- ②評議員のうちから理事会において選任した者…3 人
- ③学識経験者のうちから理事会において選任した者…2 人
- ④金城大学長が金城大学短期大学部学長を兼務する場合は、金城大学又は金城大学短期大学部所属の職員のうちから理事会において選任した者 1 人が理事となる。

選任された各理事は、いずれも本学園の建学の精神及び受け継がれた教育理念を理解し、本学園の経営について学識及び見識を有している。また、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、「寄附行為」第 10 条において準用されている。

以上のように、理事長及び理事会による学校法人の管理運営体制が確立しており、適切に運営されている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学及び本学園を取巻く環境は年々厳しくなっており、引き続き理事長及び理事会の適切かつ迅速な経営判断により、堅実な法人運営に努めることとする。

学校法人の業務の実績を数値的に表す財務情報の公開については、用語の解説を加えることや、グラフ等を活用することが求められており、より一層わかりやすくすることが必要とされている。また本学園の教育理念に基づく学園全体の統一感のある広報が求められている。

[テーマ]

基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ

- (a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

学長は建学の精神に基づく教育理念を体し、本学の運営及び学園経営にしっかりと取り組んでいる。教授会において当該年度の「学長方針」を述べ、併設の金城大学と合同で開催される「新人教職員研修会」や「専任教員・非常勤講師懇談会」等で、本学の教育理念と現在の課題を伝えている。

また学長は、開学以来の伝統となっている朝のミーティングにも毎日出席して、教学上の問題の細部まで把握している。学長は「金城大学短期大学部学長選考規程（以下、「学長選考規程」という。）」に基づき、2年任期で選任されている。

充実した学習成果を得るために、教授会、部科長会議、学科会議、各種委員会を設置して適切に運営している。教授会の議事録は整備されており、学科会議や各部会、委員会の活動計画は年度初めに示され、結果は「金城大学短期大学部事業報告書」にまとめられている。

- (b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

各種委員会は慣例的に運営されており、設置規程を整備する。